

保健師・助産師・看護師・准看護師の業務従事者届Q & A集（令和6年版）

業務従事者届の届出について

- Q 1. 届出は必ず行わなければならないのですか。
- Q 2. オンラインと紙媒体の両方により届出を行う必要があるのでしょうか。
- Q 3. オンラインで届け出るメリットは何ですか。
- Q 4. 現在、看護職員として働いていない場合、届出は必要ですか。
- Q 5. 自分の施設には、届出が必要な対象職員がいませんが、届出に係る案内が送付されました。届出を行う必要があるのでしょうか。
- Q 6. 届出票が、対象職員の数より多く届きました。不要な分は返却しなければなりませんか。
- Q 7. 届出に係る案内が複数届きました。どういうことですか。
- Q 8. 届出票が足りません。足りない分は送ってもらえるのでしょうか。
- Q 9. 届出に係る案内が届きませんでした。届け出なくてもよいのでしょうか。
- Q10. 県内で就業していますが、県外に住んでいます。紙による届出の場合、提出先は「就業地」を管轄する保健所となっていますが、「住所地」を管轄する保健所でもよいのでしょうか。
- Q11. 複数の施設で勤務しています。それぞれの施設から届出票を一枚ずつ渡されたのですが、両方とも提出しないといけませんか。

業務従事者届の届出の対象者について

- Q12. 看護師免許を持っていますが、ケアマネジャーとして勤務しています。届出は必要ですか。
- Q13. 看護師免許を持っていますが、養護教諭として勤務しています。届出は必要ですか。
- Q14. 診療放射線技師として勤務していますが、看護師免許を持っており、月に数日程度看護師として仕事をしています。届出は必要ですか。
- Q15. 保育所で看護師として月に数日間勤務しています。届出は必要ですか。

届出票の書き方について

- Q16. 結婚により姓が変わりました。免許証が旧姓のままなのですが、どうしたらよいですか。
- Q17. 籍に登録している氏名は旧字体（例：瀧澤）ですが、通常は新字体（例：滝沢）を使用しています。届出票に新字体で記入してよいですか。
- Q18. 現住所と住民票の住所が違うのですが、どちらを書いたらよいですか。
- Q19. 免許証を紛失し、免許番号等がわかりません。
- Q20. 登録番号の記入方法は、右詰めですか。左詰めですか。

- Q21. 登録年月日の欄は、どの日付を書いたらよいですか。最初に免許を受けた日ですか、それとも、再交付年月日ですか。
- Q22. 准看護師免許と看護師免許のどちらも持っています。届出票の「免許の種別」には、どのように記入すればよいのでしょうか。
- Q23. 免許の種別欄の、厚生労働省の隣に、(都道府県) と書いてあるのは何ですか。本籍が三重県の場合は三重県と書かなければいけないのですか。
- Q24. 准看護師免許の都道府県は、本籍地と交付した都道府県のどちらを記載すればよいですか。
- Q25. 特別養護老人ホームで勤務する看護師で、設置が義務付けられている診療所の看護師も兼ねている場合、どれを選べばよいかわかりません。
- Q26. グループホーム等選択肢に記載のない介護保険施設で勤務しています。どれを選択したらよいですか。
- Q27. フルタイム労働者とは何ですか。非常勤やパート職員なら、短時間労働者になるのでしょうか。
- Q28. 雇用形態の非正規雇用はどのような場合でしょうか。
- Q29. 現在、育児休業中ですが、育児休業中も届け出る必要がありますか。また、雇用形態や常勤換算はどのように記載したらよいですか。
- Q30. 病気や育児のために短時間勤務をしている場合、常勤換算はどのように記載したらよいですか。
- Q31. 従事期間等の欄で、「新規」、「再就業」、「転職」のどれを選べばよいかわかりません。
- Q32. 同一法人内で病院から訪問看護ステーションに異動になりました。従事期間は、訪問看護ステーションに異動になった年から数えればよいですか。
- Q33. 看護師の特定行為研修の修了の有無について、現在研修受講中であり、令和7年3月に修了予定となっていますが、どちらを選択したらよいですか。
- Q34. 看護師の特定行為研修について、複数の区分を修了していますが、実際に勤務先で実施しているのは1区分のみです。この場合、どれを選択したらよいですか。

業務従事者届の届出について

Q 1. 届出は必ず行わなければならないのですか。

A 1. 令和6年12月31日現在で、看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）の免許を持ち、看護職員として業務に従事している場合は、令和7年1月15日（水）までに届け出る必要があります。

休暇中・休職中・産休中・育児休業中の方も、雇用関係がある場合は、届け出なければなりません。なお、退職等により業務に従事していない場合には、届出の必要はありません。

<参考>

法律に基づき届け出ることが義務付けられており、違反した者には50万円以下の罰金が課せられることになっています。（保健師助産師看護師法第33条、第45条）

Q 2. オンラインと紙媒体の両方により届出を行う必要があるのでしょうか。

A 2. どちらか1つの方法で、1人につき1回、届出を行ってください。

オンラインによる届出は、厚生労働省の「医療従事者届出システム」を用いて行うこととなります。当該システムのアクセス方法や操作マニュアル等については、厚生労働省の専用サイトをご覧ください。

<参考>厚生労働省の専用サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryou_u/iryojujisha-todokede-sys.html

Q 3. オンラインで届け出るメリットは何ですか。

A 3. 看護職員の方のメリットとして、次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。また、自分の届出内容をいつでも閲覧することができます。

一方で、事務担当者の方にとっては、紙媒体の配布、回収及び提出等の手間を省くことができます。さらに、厚生労働省の専用サイトによって、各看護職員等の届出の進捗状況をいつでも把握することができます。

Q 4. 現在、看護職員として働いていない場合、届出は必要ですか。

A 4. 業務従事者届の届出は不要です。ただし、看護職の免許をお持ちでその仕事をされていない方は、インターネット等から三重県ナースセンターに氏名や連絡先等を届け出るよう努めてください。（看護師等の人材確保の促進に関する法律第16条）

Q 5. 自分の施設には、届出が必要な対象職員がいませんが、届出に係る案内が送付されました。届出を行う必要があるのでしょうか。

A 5. 対象職員がいない場合、届出を行う必要はありません。各施設における対象職員の把握に努めていますが、正確に把握するのが困難な状況ですので、対象職員がいる可能性のある施設全てに送付しています。ご理解いただきますようお願いいたします。

Q 6. 届出票が、対象職員の数より多く届きました。不要な分は返却しなければなりませんか。

A 6. 各施設における対象職員数を正確に把握することが困難であるため、県から送付する届出票の枚数が多くなる場合があります。不要な分は返却不要ですので、破棄していただいても構いません。

Q 7. 届出に係る案内が複数届きました。どういうことですか。

A 7. 病院台帳や介護施設台帳等をもとに送付先リストを作成しており、施設によっては、重複してしまうことがあります。オンラインか紙媒体のどちらか1つの方法で、1人につき1回、届出を行ってください。

Q 8. 届出票が足りません。足りない分は送ってもらえるのでしょうか。

A 8. 各施設における対象職員数を正確に把握することが困難であるため、県から送付する届出票の枚数が少ない場合があります。届出票が不足する場合は、コピーまたは三重県ホームページからダウンロードしていただくか、オンラインによる届出をご検討ください。

＜参考＞三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENFUKU/HP/m0065300014.htm>

Q 9. 届出に係る案内が届きませんでした。届け出なくてもよいのでしょうか。

A 9. 各施設における対象職員数を正確に把握することが困難であるため、送付漏れが生じる場合があります。看護職の免許を持ち、看護職員として業務に従事している方は、法律に基づき届出が必要ですので、三重県ホームページをご確認のうえ、届出をお願いします。

＜参考＞三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENFUKU/HP/m0065300014.htm>

Q10. 県内で就業していますが、県外に住んでいます。紙による届出の場合、提出先は「就業地」を管轄する保健所となっていますが、「住所地」を管轄する保健所でもよいのでしょうか。

A10. 紙による届出の場合、届出票は、「就業地」を管轄する保健所に提出していただきますようお願いします。

Q11. 複数の施設で勤務しています。それぞれの施設から届出票を一枚ずつ渡されたのですが、両方とも提出しないといけませんか。

A11. 届出は1人につき1回のみで、主たる業務従事状況等を届け出てください。勤務している施設全ての分の届出は不要です。

業務従事者届の届出の対象者について

Q12. 看護師免許を持っていますが、ケアマネジャーとして勤務しています。届出は必要ですか。

A12. 看護師として勤務していないため、届出不要です。

Q13. 看護師免許を持っていますが、養護教諭として勤務しています。届出は必要ですか。

A13. 看護師として勤務していないため、届出不要です。

Q14. 診療放射線技師として勤務していますが、看護師免許を持っており、月に数日程度看護師として仕事をしています。届出は必要ですか。

A14. 看護師としての届出が必要です。なお、この場合、「常勤換算」には、短時間勤務として常勤換算した数値を記載してください。

Q15. 保育所で看護師として月に数日間勤務しています。届出は必要ですか。

A15. 保育所の勤務が月に数日間であっても、他に主たる勤務先がなければ、当該勤務先の状況を届け出てください。

保育所以外で、主に従事している施設がある場合は、主たる業務従事状況等を届け出てください。

届出票の書き方について

Q16. 結婚により姓が変わりました。免許証が旧姓のままなのですが、どうしたらよいですか。

A16. 戸籍上の名前を記入してください。

Q17. 籍に登録している氏名は旧字体（例：瀧澤）ですが、通常は新字体（例：滝沢）を使用しています。届出票に新字体で記入してよいですか。

A17. 籍に登録されている氏名を正確に記入する必要がありますので、旧字体（例：瀧澤）で記入してください。

Q18. 現住所と住民票の住所が違うのですが、どちらを書いたらよいですか。

A18. 現住所（令和6年12月31日現在に住んでいる住所）を記入してください。
住民票と違っていても構いません。

Q19. 免許証を紛失し、免許番号等がわかりません。

A19. 【保健師・助産師・看護師の場合】

各保健所へ再交付申請の手続きを行ってください。

詳細はこちら→<https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/24252023373.htm>

※再交付には時間がかかりますが、登録年月日、番号等を先に確認することができます。官製はがき（表に返送先の住所氏名を記入し、裏は白紙のもの）を再交付申請に添付してください。厚生労働省から回答が届きます。（保健所で免許番号等を回答することはできません。）

※提出期限までに免許番号がわからない場合は、免許番号は空欄として、末尾の備考欄に「免許証再交付申請中」と記載して提出してください。

【准看護師の場合】

各保健所へ再交付申請の手続きを行ってください。

詳細はこちら→<https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/24250023371.htm>

登録者本人が保健所に来ていただければ、本人確認を行ったうえで登録年月日、登録番号等を回答することができます。

※本人以外からの照会、電話による照会では回答できません。

Q20. 登録番号の記入方法は、右詰めですか。左詰めですか。

A20. 登録番号は、右詰めで記入してください。

Q21. 登録年月日の欄は、どの日付を書いたらよいですか。最初に免許を受けた日ですか、それとも、再交付年月日ですか。

A21. 登録年月日には「最初に免許を受けた日」を記入してください。再交付年月日ではありません。

Q22. 准看護師免許と看護師免許のどちらも持っています。届出票の「免許の種別」には、どのように記入すればよいのでしょうか。

A22. 保有する全ての免許について記入してください。准看護師、看護師いずれの免許についてもご記入ください。

Q23. 免許の種別欄の、厚生労働省の隣に、（ 都道府県）と書いてあるのは何ですか。本籍が三重県の場合は三重県と書かなければいけないのですか。

A23. 保健師免許、助産師免許、看護師免許は、現在は厚生労働省が発行していますが、昭和 26 年までは各都道府県が発行していました。都道府県で発行した免許をお持ちの方は、発行元の都道府県名を書いていただく必要がありますが、厚生労働省発行の免許でしたら、都道府県名を書く必要はありません。

Q24. 准看護師免許の都道府県は、本籍地と交付した都道府県のどちらを記載すればよいですか。

A24. 交付した都道府県名をご記入ください。

Q25. 特別養護老人ホームで勤務する看護師で、設置が義務付けられている診療所の看護師も兼ねている場合、どれを選べばよいかわかりません。

A25. 特別養護老人ホーム入居者のみを対象とした診療所の場合は、特別養護老人ホームの職員として勤務場所を記載してください。

Q26. グループホーム等選択肢に記載のない介護保険施設で勤務しています。どれを選択したらよいですか。

A26. 介護保険法に基づく施設で勤務する方は、選択肢に記載がない場合、「介護保険施設等」の「その他」を選択してください。

Q27. フルタイム労働者とは何ですか。非常勤やパート職員なら、短時間労働者になるのでしょうか。

A27. フルタイム労働者とは、1 週間の所定労働時間が 40 時間程度（1 日 8 時間・週 5 日勤務等）の方を指します。

非常勤職員であっても、1 週間の所定労働時間が 40 時間程度の場合は、「フルタイム労働者」を選択してください。

Q28. 雇用形態の非正規雇用はどのような場合でしょうか。

A28. 非正規雇用とは、「正規雇用」、「派遣（派遣会社からの派遣者）」に該当しない方を指します。

正規雇用とは、契約期間が限定されていない方を指します。パートタイマーで雇用期限が無期限の場合は、「正規雇用」を選択してください。詳しくは、届出票の裏面をご参照ください。

Q29. 現在、育児休業中ですが、育児休業中も届け出る必要がありますか。また、雇用形態や常勤換算はどのように記載したらよいですか。

A29. 育児休業中の方も届け出る必要があります。

なお、「雇用形態」は令和 6 年 12 月 31 日現在の雇用形態とし、また、「常勤換算」は「2 短時間労働者」を選び、「常勤換算数 0.0 人」としてください。

Q30. 病気や育児のために短時間勤務をしている場合、常勤換算はどのように記載したらよいですか。

A30. 常勤換算は、原則として、次のとおり計算します。詳しくは届出票の裏面をご参照ください。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の 1 週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の 1 週間当たりの所定労働時間}}$$

Q31. 従事期間等の欄で、「新規」、「再就業」、「転職」のどれを選べばよいかわかりません。

A31. 「新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した方。ただし、免許取得後、1 か月以上看護師等として従事していなかった方は「その他」を選択してください。

「再就業」とは、看護職から離れてからのブランクが 1 年以上ある方。

「転職」とは、看護職から離れたが、ブランクが 1 年未満の方。

Q32. 同一法人内で病院から訪問看護ステーションに異動になりました。従事期間は、訪問看護ステーションに異動になった年から数えればよいですか。

A32. 法人に採用となった時点からの年数を従事期間としてください。

例えば、10 年前に病院に入職し、1 年前に訪問看護ステーションに異動に

なった場合は、従事期間は11年となり、「3 従事期間2年以上」に該当します。

ただし、採用当初は看護職として勤務しておらず、途中から看護職として勤務している場合は、看護職として勤務した時点からの年数を従事期間としてください。

Q33. 看護師の特定行為研修の修了の有無について、現在研修受講中であり、令和7年3月に修了予定となっていますが、どちらを選択したらよいですか。

A33. 令和6年12月31日現在で、特定行為研修の指定研修機関から「特定行為研修修了証」を交付されている場合に「有」を選択することとなっています。したがって、令和7年3月に修了するのであれば、「無」を選択してください。

Q34. 看護師の特定行為研修について、複数の区分を修了していますが、実際に勤務先で実施しているのは1区分のみです。この場合、どれを選択したらよいですか。

A34. 実施の有無に関わらず、指定研修医療機関で修了した区分全てを選択してください。「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」に記載されている特定区分を全て選択してください。